

・無人飛行機（ドローン等）の飛行に係る航空法等の一部改正について

無人航空機（ドローン等）の飛行に係る航空法等の一部を改正する法律等が施行され、以下のとおり、新たな制度となりました。飛行の際には、以下の内容を十分にご確認ください。

I. 無人航空機の登録制度

1. 登録の義務化

- ・ 施行日： 令和4年6月20日

(新制度の概要)

- ・ 100g以上の無人航空機を飛行させるにあたり、所有者の氏名・住所等や機体の情報を国土交通大臣に申請することを義務付け
- ・ 登録(申請、入金、登録記号の発行が完了)した機体については登録記号を通知
- ・ 登録記号を表示し、リモートID機能を備える必要あり
- ・ 安全上の問題が生じた無人航空機に対し、国土交通大臣が是正命令
- ・ 登録事項変更時の変更届出、登録の更新、不正時の取消等の制度を整備
- ・ 登録の詳細な方法は、国土交通省「無人航空機登録ポータルサイト」を参照すること (<https://www.mlit.go.jp/koku/drone/>)

詳細は、以下の資料をご確認ください。

- ・ 国土交通省「無人航空機の登録ハンドブック」
(https://www.mlit.go.jp/koku/drone/assets/pdf/mlit_HB_web_2022.pdf)

II. 無人航空機のレベル4実現に向けた制度整備

1. リスクに応じた飛行カテゴリー区分と飛行毎の許可・申請の簡略化

- ・ 施行日： 令和4年12月5日

(新制度の概要)

- ・ 無人航空機の飛行を3つのカテゴリー(リスクの高いものからカテゴリーⅢ、Ⅱ、Ⅰ)に区分し、カテゴリー毎に規則を適用
- ・ 航空法上の許可・承認を必要とする飛行(特定飛行)のうち、飛行経路下の第三者の立入管理措置を実施する飛行(カテゴリーⅡ飛行)において、①無人航空機操縦者技能証明を有する者が②機体認証を受けた機体を操縦する場合、その一部の飛行について、航空法上の飛行毎の許可・承認を不要に変更

以下のURLにて、制度の詳細をご確認ください。

- ・ 国土交通省ホームページ「無人航空機の飛行許可・承認手続」
(https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000042.html)

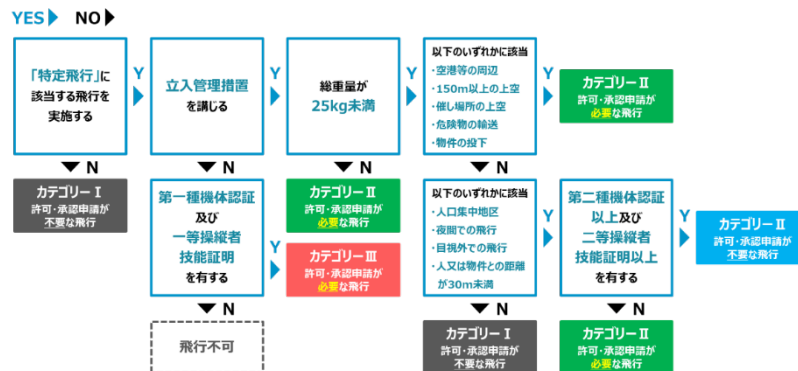


図1 飛行カテゴリー決定のフロー図(国土交通省ホームページより抜粋)

(注記)プラントにおけるドローンの活用においては、航空法上の許可・承認が不要な場合であっても、使用する地域の所轄消防への届出等が必要となる場合があることに注意されたい。実際の運用にあたっては、自治体の規定やルールも合わせて参照すること。

2. 操縦者の技能に関する証明制度（無人航空機操縦者技能証明等）

- ・ 施行日： 令和4年12月5日

(新制度の概要)

- ・ 無人航空機を飛行させる為に必要な知識及び能力を有することを証明する制度
- ・ 技能証明は、一等（カテゴリIII飛行に必要）及び二等（カテゴリII飛行のうち、許可・申請を不要とする飛行に必要）に区分
- ・ 技能証明の取得には学科試験・実地試験・身体検査の受験が必要
- ・ 技能証明の試験は、国が指定する者（指定試験機関）が実施
- ・ 国の登録を受けた登録講習機関の講習を修了した場合は、実地試験の免除が可能
- ・ 技能証明の有効期間は3年とし、更新の際は登録更新講習機関が実施する講習を修了することが必要
- ・ カテゴリII飛行において二等無人航空機操縦士の取得は任意であり、資格がない場合であっても、審査要領に従って個別に航空法上の飛行許可・承認を得ることが可能

3. 機体の安全性に関する認証制度(機体認証等)

- ・ 施行日： 令和4年12月5日

(新制度の概要)

- ・ 無人航空機の安全基準への適合性（設計、製造過程、現状）について検査し認証する機体認証制度

- ・ 型式認証を受けた機体（主に量産機）については、機体毎に行う機体認証の際の検査の全部又は一部を省略
- ・ 機体認証及び型式認証は、第一種（カテゴリーⅢ飛行に必要）と第二種（カテゴリーⅡ飛行のうち、許可・申請を不要とする飛行に必要）に区分
- ・ カテゴリーⅡ飛行において第二種機体認証の取得は任意であり、認証がない場合であっても、審査要領に従って個別に航空法上の飛行許可・承認を得ることが可能

4. 特定飛行における飛行計画の通報義務

- ・ 施行日： 令和4年12月5日

(新制度の概要)

- ・ 特定飛行を行う場合は、国土交通大臣の許可・承認を受けるか否かに関わらず、あらかじめ他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止空域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を国土交通大臣に通報することを義務付け
- ・ 飛行計画の通報・確認はドローン情報基盤システム（DIPS）上で実施 (<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)
- ・ 特定飛行を行わない場合でも飛行計画の通報は推奨

詳細は、以下の資料をご確認ください。

- ・ 国土交通省「無人航空機の飛行計画の通報要領」 (<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001520662.pdf>)

(注記)「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン(Ver3.0)」の2.4及び3.4「飛行計画書の作成と提出」では、プラントでのドローン活用時には、ドローンの飛行目的、リスク対策、事故対処方法等について個別に記載した飛行計画書を飛行計画承認者へ提出し承認を受けることを推奨している。プラント特有のリスクを考慮する点で、提出する飛行計画書の記載項目が上述の航空法における通報内容と異なる場合もあるため、それぞれの自治体の規定やルールも合わせて参照すること。

なお、飛行計画承認者へ提出し承認を受ける「飛行計画書」と国土交通大臣に通報する「飛行計画通報」は通報先、様式、提出・通報方法が異なる場合があるため飛行の方法により双方又は片方の提出・通報が必要な場合があるため注意されたい。

5. 特定飛行における飛行日誌の作成義務

- ・ 施行日： 令和4年12月5日

(新制度の概要)

- ・ 無人航空機を特定飛行させる者が、飛行・整備・改造などの情報を遅滞なく飛行

日誌に記載することを義務付け

- ・ 特定飛行を行わない場合でも飛行日誌の記載は推奨

詳細及び飛行日誌の様式は以下の資料をご確認ください。

- ・ 国土交通省「無人航空機の飛行日誌の取扱要領」
(<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001574394.pdf>)

(注記)「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン(Ver3.0)」の2.7及び3.7「飛行記録の作成と提出」において、飛行日誌の作成は推奨事項としていたが、特定飛行を行う場合はその作成が義務となったことに注意されたい。

6. 事故等の報告及び負傷者救護義務

- ・ 施行日：令和4年12月5日

(新制度の概要)

- ・ 無人航空機に係る事故又は重大インシデントが発生した場合、当該無人航空機を飛行させる者が、ただちに飛行を中止し、負傷者を救護することの義務付け
- ・ 事故又は重大インシデントが発生した日時及び場所等を国土交通大臣に報告することの義務付け
- ・ 運輸安全委員会による調査対象に、無人航空機に係る事故及び重大インシデントの追加
- ・ 上記は、当該の飛行が特定飛行か否かに関わらず適用

以下のURLにて、制度整備の詳細を確認して対応下さい。

- ・ 国土交通省ホームページ「事故等の報告及び負傷者救護義務」
(https://www.mlit.go.jp/koku/accident_report.html)

また、詳細は以下の資料をご確認ください。

- ・ 国土交通省「無人航空機の事故及び重大インシデントの報告要領」
(<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001520661.pdf>)